

令和 6 年度
九州大学病院歯科医師臨床研修プログラム
(プログラム B)

I. 臨床研修の事務的概要

1. 臨床研修プログラムの名称

九州大学病院歯科医師臨床研修プログラム（プログラム B）

2. 研修歯科医定員 : 22 名

3. 施設の概要

【管理型臨床研修施設】

施設名	九州大学病院
所在地	福岡県福岡市東区馬出 3-1-1
臨床研修施設長	中村雅史（病院長）
研修管理委員会委員長	前田英史（副病院長・歯科担当）（予定）
研修プログラム責任者	和田尚久（口腔総合診療科）
副研修プログラム責任者	伊吹禎一（口腔総合診療科）

4. 研修期間：1 年（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

5. 研修歯科医の指導体制

1) 研修管理・運営（歯科医師臨床研修病院群研修管理委員会、歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会）

- ・研修管理委員会は、九州大学病院長のもとに設置された歯科部門の組織で、九州大学病院歯科部門の各診療科長、協力型（I）（II）臨床研修施設および研修協力施設の研修実施責任者、外部有識者から構成され、各プログラムの管理・運営を定期的に行う。
- ・歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会は、各診療科の代表から構成され、研修管理委員会と共に研修カリキュラムの作成や、臨床研修に関する諸問題について定期的に検討する。
- ・事務的な管理は臨床教育研修センターが行う。

2) 研修歯科医の指導体制

日常における直接の指導は、九州大学病院における研修では各科（総合歯科研修：口腔総合診療科、口腔画像診断科、全身管理研修：顎口腔外科、顔面口腔外科、歯科麻酔科、高齢者歯科・全身管理歯科）の責任者（歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会委員）を中心に、臨床経験 5 年以上の教員が担当する。協力型（I）臨床研修施設においては、研修実施責任者を中心に施設の指導歯科医及び上級歯科医が指導に当たる。指導内容は臨床だけではなく、メンターとしても役割を果たす。各科および各施設では、適宜研修体制について協議し、プログラム責任者および口腔総合診療科と相談の上、研修管理委員会との連携を図る。

<http://www.kenshu.hosp.kyushu-u.ac.jp>

○処遇等

(九州大学病院令和3年度)

- ・ 日額単価 10,286 円 (非常勤職員)
- ・ 通勤手当 5,000 円 (上限)
- ・ 勤務時間 週 5 日、8 時 30 分～17 時 15 分
- ・ 休日 土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12/29～1/3)
- ・ 休暇 年次有給休暇：採用日から6月経過後に10日付与
(採用日に雇用期間に応じた日数の前倒し付与あり)
その他の休暇：夏季休暇・病気休暇あり
- ・ 時間外勤務および当直 なし
- ・ 研修医室・ロッカー室等の設備 あり
- ・ 研修歯科医用宿舎 5 室
- ・ 協会けんぽ、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険 あり
- ・ 職員健康診断 年 1 回実施
- ・ 歯科医師賠償責任保険 病院において加入、個人加入は任意
- ・ 学会・研究会等への参加は可、ただし参加費は自己負担
- ・ 協力型 (I) 臨床研修施設に関しては、各施設の処遇にしたがう。

II. 九州大学病院歯科医師臨床研修の概要

1. 九州大学病院の基本理念および基本方針

【基本理念】

患者さんに満足され、医療人も満足し、医療の発展に貢献する病院を目指します。

【基本方針】

- 1) 高度医療の提供と研究開発の推進
- 2) より高い医療安全の追求
- 3) 地域医療への貢献
- 4) 情報技術を基盤にした国際化の推進
- 5) 全人的医療を実践する医療人の養成

2. 研修基本理念

九州大学病院基本理念のもとに、「患者中心の全人的歯科医療」を理解し、歯科医師としての基本的・総合的な臨床能力（態度、技能および知識）を修得し、患者の信頼に応じ得る倫理観を身につける。さらに、歯科医師の社会的使命を自覚し、歯科医学・歯科医療の進歩に寄与できる資質の涵養に努める。

3. 研修基本項目

1. 医学・医療における倫理性
2. 歯科医療の質と安全の管理
3. 医学知識と問題対応能力
4. 診療技術と患者ケア
5. コミュニケーション能力
6. チーム医療の実践
7. 社会における歯科医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

III. プログラム B の概要

【プログラム B の特色】

管理型臨床研修施設（九州大学病院）と協力型（I）臨床研修施設において高頻度疾患を多く経験し、プライマリケアに関する基本的診療能力、医療管理・地域医療の研修を主目的とする。九州大学病院における総合歯科臨床研修（6 か月）と、協力型（I）臨床研修施設における地域医療や高頻度歯科治療（6 か月）を行う。前期を九州大学病院で研修し後期を協力型（I）臨床研修施設で研修するコース（B1 コース）と、その逆の順序で研修するコース（B2 コース）の2つから構成される。

研修方式	プログラム		定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
複合型	B	B1	22	九州大学病院						協力型（I）臨床研修施設					
		B2		九大	協力型（I）臨床研修施設						九州大学病院				

1. 前期九州大学病院研修（B1 コース）

- 1) 講義・実習：令和6年4月1日～4月中旬（管理型臨床研修施設：九州大学病院）
- 2) 前期：令和6年4月中旬～9月（管理型臨床研修施設：九州大学病院）
 - ・口腔総合診療科、口腔画像診断科における総合歯科臨床研修
 - ・全身管理研修（高齢者歯科・全身管理歯科、口腔外科病棟）（このうち5週間）
 - ・周術期口腔ケア研修（周術期口腔ケアセンター）：随時
- 3) 後期：令和6年10月～令和7年3月（協力型（I）臨床研修施設）
 - ・協力型（I）臨床研修施設で研修

2. 後期九州大学病院研修（B2 コース）

- 1) 講義・実習：令和6年4月1日～4月中旬（管理型臨床研修施設：九州大学病院）
- 2) 臨床研修：令和6年4月中旬～4月30日（管理型臨床研修施設：九州大学病院）
 - 口腔総合診療科、口腔画像診断科における総合歯科臨床研修
- 3) 前期：令和6年5月～10月（協力型（I）臨床研修施設）
 - ・協力型（I）臨床研修施設で研修
- 4) 後期：令和6年11月～令和7年3月（管理型臨床研修施設：九州大学病院）
 - ・口腔総合診療科、口腔画像診断科における総合歯科臨床研修
 - ・全身管理研修（高齢者歯科・全身管理歯科、口腔外科病棟）（このうち5週間）
 - ・周術期口腔ケア研修（周術期口腔ケアセンター）：随時

複合型研修における協力型 (I) 臨床研修施設：45 施設

	診療所名	所在地	研修実施責任者
①	愛デンタルクリニック	〒806-0023 北九州市八幡西区八千代町 4-26	院長 植田 愛彦
②	赤坂総合デンタルオフィス	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 2-2-11-1F	院長 島 一也
③	あらまき歯科医院	〒811-1204 那珂川市片縄東 1-22-13	院長 荒巻 健一
④	飯塚病院	〒820-8505 飯塚市芳雄町 3-83	歯科口腔外科部長 石井 広太郎
⑤	イターナル歯科クリニック	〒840-0826 佐賀市白山 1-7-1	理事長 岩永 英隆
⑥	医療法人社団優新会 いちょう通り歯科	〒278-0055 千葉県野田市岩名 2-7-26	理事長・院長 甲斐 拓也
⑦	伊東歯科口腔病院	〒860-0851 熊本市中央区子飼本町 4-14	副病院長 篠原 直幸
⑧	医療法人 かとう歯科医院	〒791-8036 愛媛県松山市高岡町 209-3	理事長 加藤 弘正
⑨	医療法人社団 木村歯科クリニック	〒862-0950 熊本市中央区水前寺 1-5-4 下村ビル 2F	理事長 木村 浩幸
⑩	くらとみ歯科クリニック	〒800-0207 北九州市小倉南区沼緑町 1-20-15	院長 倉富 覚
⑪	医療法人聖和会 ゲン歯科クリニック	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-2-13 博多駅前ビル 5F	院長 元 永三
⑫	医療法人清静会 古賀歯科医院	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 3188	理事長 古賀 正章
⑬	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	〒857-8575 長崎県佐世保市島地町 10-17	歯科口腔外科部長 窪田 泰孝
⑭	医療法人美創会 歯科・林美穂医院	〒810-0041 福岡市中央区大名 2-1-35 トライエント山崎ビル 6F	理事長・院長 林 美穂
⑮	しらしげ歯科医院	〒811-2202 粕屋郡志免町志免 3-1-8	院長 白重 豊英

	診療所名	所在地	研修実施責任者
⑩	新飯塚いとう 歯科クリニック	〒820-0003 飯塚市立岩 931-1	理事長 伊藤 剛
⑪	スマイル歯科医院	〒820-0070 飯塚市堀池 447-1	院長 坂口 春日
⑫	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	〒830-8543 久留米市津福本町 422	歯科口腔外科臨 床部長 武富 孝治
⑬	医療法人たかの 歯科クリ ニック	〒812-0017 福岡市博多区美野島 2-4-6 2階	院長 高野 嘉一郎
⑭	匠歯科クリニック	〒815-0084 福岡市南区市崎 1-17-27 ルシル平尾 2階	院長 三松 匠哉
⑮	医療法人立山 立山歯科医院 (小郡)	〒838-0114 小郡市井上 1033-7	院長 新垣 洋二
⑯	田中ひでき 歯科クリニック	〒814-0132 福岡市城南区干隈 2-1-19	理事長・院長 田中 秀樹
⑰	医療法人 田中歯科医院	〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台 3-33-16	院長 田中 茂夫
⑱	医療法人 鎮守歯科医院	〒814-0022 福岡市早良区原 1-11-10	理事長 鎮守 信弘
⑲	医療法人雄之会 つきやま 歯科医院	〒811-1302 福岡市南区井尻 5-25-6	理事長 築山 雄次
⑳	医療法人社団新樹会 豊嶋歯科医院	〒760-0025 香川県高松市古新町 5-1	理事長・院長 豊嶋 健治
㉑	鳥谷歯科医院	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋ビル 6F	理事長 鳥谷 浩平
㉒	医療法人皓徳会 中川歯科医院	〒841-0025 鳥栖市曾根崎町 2377	理事長 中川 晃成
㉓	医療法人社団健昌会 なかたに 歯科クリニック	〒652-0898 神戸市兵庫区駅前通 1-2-1 アルパビル 3F	医院長 中谷 昌弘
㉔	医療法人周和会 にしはら 歯科医院	〒810-0023 福岡市中央区警固 2-19-9 百田ビル 2F	理事長 西原 迪彦

	診療所名	所在地	研修実施責任者
③①	のぞみ歯科	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 3-12-1 イオンモール香椎浜 2 F	院長 小野 博治
③②	のぞみ歯科空港東	〒811-2205 福岡県糟屋郡志免町別府 3 丁目 5 番 11 号	院長 曾我 文吾
③③	博多こおり歯科	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-22-1 ハットビル 2 階	院長 郡 英寛
③④	医療法人グラン会 東町グラン歯科	〒862-0901 熊本県熊本市東区東町 2-1-2	理事長 本田 壮一郎
③⑤	船越歯科歯周病研究所	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-1 西日本新聞会館 15F	院長 船越 栄次
③⑥	医療法人福和会 別府歯科医院	〒813-0044 福岡県福岡市東区千早 4-27-1	院長 別府 謙次
③⑦	医療法人 松友歯科クリニック	〒791-8067 愛媛県松山市古三津 2-2-12	理事長・院長 松友 豊伸
③⑧	松延歯科医院	〒800-0323 福岡県京都郡苅田町与原 3-8-9	院長 松延 允資
③⑨	医療法人 水上歯科クリニック	〒811-3217 福津市中央 5-1-2	理事長・院長 水上 哲也
④⑩	村井歯科医院	〒600-8009 京都市下京区四条烏丸西入ル函谷鉾町 83 田源ビル 3F	院長 村井 健二
④①	むらおか歯科医院	〒838-0065 福岡県朝倉市一木 1146-1	理事長・院長 村岡 卓也
④②	もろい歯科	〒813-0003 福岡市東区香住ヶ丘 6-3-6	理事長・院長 諸井 裕子
④③	医療法人健栄会 門司歯科医院	〒841-0015 鳥栖市田代上町 221	副院長 一木 数由
④④	医療法人清生会 和久田歯科医院	〒518-0830 三重県伊賀市平野城北町 113	院長 和久田 哲生
④⑤	医療法人恵祐会 和白歯科クリニック	〒811-0213 福岡市東区和白丘 2-2-35	院長 池田 英弘

【プログラム B 臨床研修の到達目標】

「患者中心の全人的歯科医療」を理解し、患者に信頼される医療を提供する歯科医師となるために、プロフェッショナリズムおよび基本的・総合的な臨床能力（態度、技能および知識）を修得する。さらに、歯科医師の社会的使命を自覚し、歯科医学・歯科医療の進歩向上に寄与できる資質の向上を目指す。

*【括弧】：別添資料の厚生労働省が定める「歯科医師臨床研修の到達目標」の「C.基本的診療業務」の対応項目番号

1. 総合歯科臨床研修（九州大学病院・口腔総合診療科、口腔画像診断科）および協力型（I）臨床研修施設研修

【到達目標】

- 1) 医療コミュニケーションを実践する【1-(1)①】
- 2) 患者及び家族の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）【1-(1)⑥】
- 3) 基本的診察・検査を実践し、解釈する【1-(1)②,③】
- 4) エックス線撮影により得られた所見を判断する【1-(1)③】
- 5) 得られた情報から診断し、一口腔単位の治療計画を作成する【1-(1)④,⑤】
- 6) 歯科疾患予防のための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する【1-(2)①】
- 7) 応急処置の基本的な処置を実践する【1-(2)③】
- 8) う蝕の基本的な治療を実践する【1-(2)②a】
- 9) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する【1-(2)②b】
- 10) 歯周疾患の基本的な治療を実践する【1-(2)②c】
- 11) 補綴処置の基本的な手技を実施する【1-(2)②e】
- 12) 外科処置の基本的な手技を実践する【1-(2)②d】
- 13) 口腔機能低下に対する基本的治療・管理を実践する【1-(2)②f】
- 14) 周術期口腔機能管理を実践する【1-(3)⑤, 2-(2)⑥,⑦】
- 15) 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する【1-(2)④, 1-(3)③】
- 16) 医療安全対策を実践する【1-(2)⑥, 1-(3)④】
- 17) 院内感染対策を実践する
- 18) 診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書）を作成する【1-(2)⑤】
- 19) 患者の医療情報について、必要に応じて主治医と診療情報を共有する【1-(3)②】
- 20) 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する【1-(4)①,②】
- 21) 多職種によるチーム医療についてその目的、各職種の役割を理解し、連携を図る【2-(1)①,②,③】
- 22) 地域包括ケアシステムについて理解し、歯科医療の役割を説明する【2-(2)①,②】
- 23) 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、地域歯科保健活動を理解する【2-(3)①,②】

- 2 4) 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解する【2-(4)①,③】
- 2 5) 保険診療を実践する【2-(4)②】
- 2 6) 地域医療を実践する【2-(2)①,②】

2. 全身管理研修

【到達目標】

- 1) 入院患者の検査および診察を行う（術前、術中、術後の全身状態を評価する）【1-(3)①,⑤】
- 2) 入院患者の病棟処置および全身管理を行う
- 3) 有病者・高齢者の検査および診察を行う
- 4) 有病者・高齢者の歯科治療に必要な知識・技能を習得する【1-(3)①】
- 5) 歯科治療時の全身管理を実践する【1-(3)③】
- 6) 周術期患者の口腔状態の評価と口腔機能管理を実施する【1-(3)⑤, 2-(2)⑥, 2-(2)⑦】

【プログラム B の研修内容】

1. 各研修内容

プログラム B ミニマムリクワイアメントを参照

2. 全身管理研修

研修場所	指導担当科	研修内容
顎顔面口腔外科 病棟	顎口腔外科、 顔面口腔外科	全身疾患のリスクの把握、対処 入院患者の全身管理、術前術後の処置
高齢者歯科・全身管理歯 科外来	高齢者歯科・全身管 理歯科	服用薬剤の影響や副作用の把握 有病者の歯科治療
周術期口腔ケアセンター	高齢者歯科・全身管 理歯科 口腔総合診療科	周術期患者の口腔機能管理

3. 外来講師セミナー（九州大学病院）：令和 6 年 5 月～令和 7 年 2 月

各専門領域で功績がある先生（九州大学歯学部同窓会の先生を中心）のセミナー
口腔総合診療科が企画運営 1 回/月の割合

4. 専門診療科勉強会（九州大学病院）：令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月

- i) 各診療科が行う歯科治療や臨床研究に関する勉強会に、希望者は参加できる。
- ii) 口腔総合診療科主催の勉強会：研修歯科医が自ら企画発表
 - ・症例検討会

5. 医療安全・感染予防

院内で実施される医療安全研修会・感染対策研修会に年に2回以上出席する。

【プログラムBの研修評価】

以下の3評価を基に、総合的評価を行う。原則、3評価全てにおいて修了判定の評価基準を満たすことで、研修修了とする。

1) 臨床研修到達度評価

厚生労働省の示している到達目標を基準に、研修歯科医が日常行った研修実績を記録し、指導歯科医が各到達目標の到達度評価を行う。各目標の最終到達度が1～5の5段階評価で4以上、あるいは到達度の上昇が認められる場合を修了判定基準の指標とする。

2) 研修記録（ポートフォリオ）

研修過程で生じる学習体験や個人の目標に到達するためのプロセスを学習の「証」として綴り、研修歯科医自身による自己の学習体験に対する「振り返り」のための記録。最終的に各研修ユニットの「自己評価」と指導歯科医による「研修評価」を行う。指導歯科医による「研修評価」が1～5の5段階評価で3以上を修了判定基準の指標とする。

3) 歯科医師臨床研修の必要症例数（ミニマムリクワイアメント）

前述の各研修ユニットの到達目標を達成できるように、必要症例数を別表に記載のように定める（プログラムB ミニマムリクワイアメント参照）。すべての必要症例数を達成していることを修了判定基準の指標とする。

歯科医師臨床研修の到達目標

厚生労働省

臨床研修の基本理念（歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。

- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献す

る。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

研修プログラムの構成についての考え方

・「必修」項目として経験すべき内容については、

- ① 各研修プログラムで設定する到達目標の項目数における「必修」項目数の割合
- ② 「必要な症例数」を定めている項目における「必修」項目の症例数の割合を総合的にみて、「必修」項目の内容が60%以上経験可能な研修プログラムとなっていること。

・「選択」項目：「1. 基本的な診療能力等」における「選択」項目からから1項目以上、「2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」における「選択」項目からから2項目以上を選択すること。
ただし、必ず「(2) 多職種連携、地域医療」の項目を含むこと。

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。(必修)
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
(必修)
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。(必修)
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。(必修)
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。(必修)
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。(必修)

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。(必修)
 - a. 歯の硬組織疾患
 - b. 歯髄疾患
 - c. 歯周病
 - d. 口腔外科疾患
 - e. 歯質と歯の欠損
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。(必修)
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。(必修)
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(必修)

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(必修)
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(必修)
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。
(選択)

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾

患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。(必修)

- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。(必修)
- ③ 在宅療養患者等に対する歯科診療を経験する。(選択)
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。(選択)

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「関連する「B.資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。(必修)
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。(必修)
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。(必修)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。(必修)
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。(必修)
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。(選択)
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。(選択)
- ⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)
- ⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。(選択)
- ⑦ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。(選択)
- ⑧ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。(選択)

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。(必修)
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。(必修)
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)
- ④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。(選択)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。(必修)
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)